

／ ふ く つ ／

社協だより

8 2024
AUGUST

No.85

『福』津の『福』祉に『福』来たる

あなたらしさを支える

“市民後見人”



▲市民後見人の秀島さん(左)と堀田さん(右)

CONTENTS

- 特集 あなたの権利や財産を守る仕組み「成年後見制度」
- 令和5年度 事業報告・決算
- 福津市障がい児・者アート展 This is my Art のご案内



この社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分金により作成しています。

実際に活動している 市民後見人のお二人に 聞いてみました

市民後見人に関心を抱いたきっかけは？

これまでは子育てや仕事に精一杯向き合う日々でしたが、子どもも少しずつ大きくなり、これからは何か新しいことにもチャレンジしたいと思っていました。

数年前、父の他界を経験したのですが、その際に世の中には身寄りがないなど、様々な状況で生活を送ったり最期を迎えたりする方がいるのではないかと考えました。

そんな時に福津市市民後見人養成研修のチラシを偶然見かけ、私にもできるかもしれないと思い、受講したことが今の活動に繋がっています。

秀島さん



堀田さん

市民後見人のことを知るまでは、漠然と「将来、いつか自分で自分のことを判断できなくなる日が来るかもしれない。そんな時に利用できる福祉的な支援はあるのだろうか」と考えることがありました。

両親の介護を経験し、何らかの形で福祉に携わりたいと思うようになりましたが、体力的に介護をする様な仕事は難しいと思っていました。

偶然、福津市市民後見人養成研修のチラシを見かけ、私にもできそう、自身の将来を考えていく上でもこの経験はきっと役に立つだろうと思い受講した結果、現在の活動に繋がっています。

実際に活動してみているかがですか？

秀島さん

活動を始めた当初は、研修を受講したとはいえ、福祉の制度等に精通しているわけでもなく、私に何ができるだろうと悩む日々でした。

しかし今は「市民という専門性」を活かし、市民目線で被後見人の意思を丁寧にくみとりながら、市民だからこそ考えられる支援を模索しています。

何より、被後見人の笑った顔や新たな一面を知ることができると、それだけで嬉しい気持ちになります。

堀田さん

社会福祉協議会の担当職員の方に相談しながら活動できるため安心して活動できています。

また、福津市では2人1組で活動するので、活動する中で起こる悩みや嬉しいこと等を共有できることも活動のしやすさに繋がっています。

いつか判断能力に不安を抱えるようなことがあっても、成年後見制度で見守られることが分かり安心していきますし、将来にわたって福津市が住みよい街になるための一役を担う市民後見人活動となるように頑張っていきたいと思っています。



市民後見人養成研修のお知らせ

この研修を修了することで市民後見人として福津市に登録することができます。

主催：福岡県社会福祉協議会

日時：(第2回) 令和6年11月2日(土)～12月21日(土)

※第1回日程の申込みは既に終了していますのでご了承ください。

※土曜日9時50分～16時50分程度で8日間実施

開催方法：オンライン (Zoom利用)

参加対象：県内在住18歳以上の方・全日程受講可能な方

参加費：無料

申込み：福津市社会福祉協議会に来所もしくは電話にて申込みください

申込み切：令和6年10月15日(火)

詳しくは下の
QRコードから
ご覧ください。



特集 あなたの権利や財産を守る仕組み『成年後見制度』

～活躍する市民後見人～

成年後見制度とは

私たちは、「食料品や日用品を買う」「預貯金の入出金をする」などの日常的な行為のほか、福祉サービスの利用手続き、賃貸借などの契約、不動産の管理など日々の生活の中で、様々な判断や決定をしています。

しかし、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安がある人は、正しい判断ができずに不利益を被るなどの恐れがあります。成年後見制度は、そのような方に対して財産の管理や契約行為などのお手伝いをしたり、定期的に訪問して生活状況を確認したりしながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行う仕組みです。

支援する人(Ⅱ成年後見人等)は、本人(Ⅱ被後見人等)にとってどのような支援が必要か等の状況に応じて、家庭裁判所が選任します。成年後見人等と本人の関係については親族が約2割、親族以外が約8割を占めており、弁護士や司法書士等の専門職や社会福祉協議会等の法人が選ばれることもあります。

福津市における市民後見人とは

一般的に市民後見人は、弁護士や司法書士等の資格を持たない、家庭裁判所から直接選任された市民の成年後見人を指します。

福津市においては、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、市民後見人は実務の担当者として活動する仕組みをとっています。社会福祉協議会では、福津市から委託を受けて市民後見人の養成や、養成研修を修了した市民後見人として福津市に登録した方の活動を支援しています。

市民後見人は、本人と同じ地域で生活する人として、同じ市民の目線で丁寧に本人の意思を汲み取り、その人らしい生活を考えながら活動していくことが期待されています。

次のページでは、実際に市民後見人として活動しているお二人の活動の様子を紹介します。

～まずは制度を知ることからはじめませんか～

福津市社会福祉協議会では、法人として成年後見人等となり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援しています。

いま抱えている困りごとや将来の不安に対して成年後見制度が有効かもしれないけれど「成年後見制度のことがよく分からない」ということはないでしょうか。

まずはお気軽にご相談してください。

福津市社会福祉協議会 相談支援課 相談支援係 ☎0940-34-3341

お気軽に
ご相談ください





有弥の里2区に“素敵なガーデン”ができました!

有弥の里2区公民館の裏側に、地域のみなさんが憩えるガーデンスペースが完成しました。地域で不要になった廃材(枕木、石材)を活用し、4、5人の住民有志メンバーで、2ヶ月かけてDIYでつくられました。手作りの机とイスも配置され、総会の打ち上げや夜桜ライトアップ、シニアクラブのバーベキューなどが実施されています。地域住民の新たなコミュニケーションの場となっており、今後も楽しいイベントを企画されています。



また、5月には有弥の里1区福祉会と有弥の里2区福祉会の代表者で「福祉ミーティング」を実施し、お互いの活動状況について情報共有と意見交換が行われました。有弥の里2区福祉会の光永さんは「福祉活動が充実するように地域のみなさんと考え、話し合っていきたい。まずはできることから始めたい。」と話してくださいました。社会福祉協議会は、引き続き地域福祉活動に取り組む住民の方々への支援に取り組んでいきます。



絵はがきボランティア 「心のキャッチボール こいのぼりの会」 の紹介!

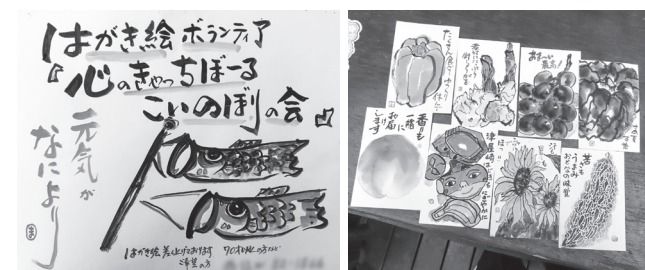
平成7年5月に4名で発足し、現在の会員は18名。主に一人暮らしの高齢者へ季節の絵はがきを作成し届ける活動を行っているほか、88歳と100歳の方を対象として市から配られる敬老祝い金に添える絵はがきなども作成しています。

定例会は、年5回カメリアホールの中研修室で開催し、会員同士でアイデアを出し合い、その後は自宅で自主的に絵はがきを作成しています。

季節や個性を感じる様々な絵はがきを心待ちしている方からは、「受け取った絵はがきを自宅に飾っています」「楽しみにしています」「大切にします」という声が会員に寄せられ活動の励みになっており、絵はがきを通じて心のキャッチボールが行われています。

絵を描くことが好きな方はもちろん、初めての方も、一緒に絵はがきを描いてみませんか?

連絡先 福津市社会福祉協議会 0940-34-3341



今日も楽しくおしゃべり! 若木台2区福祉会「すずめのお宿」 本日も楽しく開催!

すずめ達がピーチクパーチク楽しくおしゃべりする様子が福祉会の名前の由来になっている若木台2区「すずめのお宿」では、ミニ運動会やバスハイク、健康や食生活に関する講座など楽しい催しを毎月1回わかば公民館で行っています。

この日は、設立に携わった初代会長の鶴田弘二さんによる健康講話が行われ、自身が病気になった時に、笑い合える仲間が必要だと感じ、地域の方と協力して会を立ち上げた経緯や、健康寿命の五原則は「快食・快通・快眠・快動・快笑」であるご自身が作曲された替え歌や笑いを交えながらにこやかに話されました。講話後のお喋り会では参加者同士の賑やかな声が聞こえていました。



令和5年度

福津市社会福祉協議会

事業報告・決算



重点的な取り組み事項

1 地域での支えあい活動の充実

こんなことをしました 小地域福祉会育成支援事業

地域での居場所づくり、生活支援、見守り活動等を実施する市内47ヶ所の小地域福祉会の支援を実施しました。令和5年度は、新たに2地域で小地域福祉会が結成されました。



的岡区小地域福祉会コミュニケーション麻雀

こんなことをしました ふくし体験教室事業

車イス・アイマスクによる障がい疑似体験や手話体験および当事者を招いての交流学習などを実施しました。



福岡南小アイマスク体験



神興小手話体験

2 安心して暮らせる仕組みづくり

こんなことをしました 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等で判断能力に不安がある方に、福祉サービス利用の相談・情報提供や日常的な金銭管理・通帳預かり等の支援を行いました。



3 いつでも相談できる体制の構築

こんなことをしました 基幹相談支援センター事業

令和5年4月に開所し、当事者、家族、福祉関係機関、民生委員・児童委員や地域住民、行政、警察等から相談を受けました。



収支決算

●収入 (単位: 円)	
寄付金収入	1,360,000
補助金収入	49,812,198
受託金収入	70,730,157
事業収入	1,331,100
介護保険事業収入	15,557,892
障がい福祉サービス等事業収入	2,090,053
利息収入	1,354
その他の収入	401,997
設備資金借入金収入	17,195,000
積立金の取崩収入	3,582,000
預託金預り金	693,000
前年度繰越金	26,191,817
収入合計	188,946,568

●支出 (単位: 円)	
人件費支出	105,521,358
事業費支出	12,000,042
事務費支出	14,191,366
助成金支出	7,338,460
固定資産取得支出	2,132,000
リース料の返済支出	1,288,320
積立金	1,248,946
退職手当積立基金預け金	4,036,720
次年度繰越金	41,189,356
支出合計	188,946,568

さらに詳しい内容をホームページで公開しています。

<https://fukutsu-shakyo.or.jp/about/about.html>



あんしん安らか事業

「自分の亡くなった後のことは どうしたらいいんだろう」

このようなことでお困りではありませんか？

あんしん安らか事業では、ご本人の意向に沿って契約を締結し、死後事務に関するお手伝いをしています。



- ・契約者からお預かりした預託金をもとに、契約者の方が亡くなった際に、葬儀、火葬、納骨等の実施や官公庁等への必要な諸手続きを行います。
- ・契約中は、本会職員が定期的に連絡や訪問を行います。
- ・希望される場合には、入退院時の支援や書類等のお預かりを行います。

※詳細な利用条件や、お手伝いできる範囲は福津市社会福祉協議会までお問い合わせください。

お問い合わせ先 福津市社会福祉協議会 ☎0940-34-3341

連載

こんにちは！

民生委員です！

広げよう！地域に
根差した思いやり！

活動のモットー 「コミュニケーションを大切にしています」



民生委員・児童委員（大和2区）春日 嗣雄 さん

71歳まで、福岡市内で仕事をしていた春日さん。それまでは、地域のことに全く関心がありませんでしたが、退職後、次第に地域貢献へと目が向くようになり、その一つとして民生委員を引き受けることになられたそうです。

民生委員になって、一年半。主に独居の高齢者の方の家の訪ねて見守るようになっており、その際は、まず、名前を覚えていただくことを大切にしておられます。

現在の課題は、「面識のない女性宅の訪問には躊躇すること」、「玄関ベルを押しても気づかれず、訪問してもお会いできないことがあること」などをあげておられます。

福祉会、ふれあいサロン、てんとうむし体操等様々な行事でお会いする機会を作って交流、親睦を深めることで色々な行事へのお誘いもしやすくなっているそうです。自分から、積極的にコミュニケーションを取り、皆さんと親しくなるようにしておられるのは、春日さんのお人柄だと思います。

民生委員を引き受けて、地域の沢山の方と知り合いになる機会も増え、出かけることも多くなって、健康な身体づくりになっているとおっしゃる春日さん。多彩な趣味の話を含めて、穏やかな笑顔でお話してくださいました。



福津市基幹相談支援センターだより

「ささえーる」は、「支える」+「エール（応援）」を
合わせた造語です

9月に「障がい者虐待防止研修（基礎編）」を行います。

近年、報道等でもよく耳にする障がい者虐待。障がい者虐待は、障がいに関する正しい知識と、十分な支援体制があれば防ぐことができるものです。多くの方に、障がい者虐待について知っていただきたいと思います。

障がい者虐待の 対象になる人って？

- 身体障がい者
 - 知的障がい者
 - 精神障がい者
(発達障がいがある人を含む)
 - その他心身機能の障がいがある人
(難病患者を含む)
- ※障がい者手帳の有無は関係ありません。

どんな虐待の種類があるの？

- 身体的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 放棄・放置（ネグレクト）
- 経済的虐待

以上の5種類ですが、それ以外でも
気になることがあればご相談くだ
さい。

本人が何も言わない ときも相談した方がいいの？

障がいの特性から、「自分のされていることが虐待だ」と認識できない場合があります。長期間にわたって虐待を受けて、障がい者が無力感から諦めてしまうこともあります。このようなケースでは、周囲が積極的に介入しなければ、虐待が長期化したり、深刻化したりする危険があります。

障がい者本人の「自覚」は問いません。

虐待かどうか判断 できないのに相談していいの？

躰、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている、「自傷・他害があるから仕方ない」という一方的な言い訳となっている、という場合があります。

過剰な介護負担や、障がいへの理解や知識が乏しいために虐待が発生してしまうこともあります。虐待を受けた人、虐待を行っている人の両方を救うために、気になった際は、福津市基幹相談支援センターにご相談ください。

通報・相談した方の秘密は守られます。虐待かもしれない、と思ったらご相談ください。

「障がい者虐待防止研修（基礎編）」

【期 間】 令和6年9月2日(月)～9月30日(月)

【対 象 者】 福津市内にお住まいの方・福祉事業所職員・障がい者を雇用する企業の方

【内 容】 「障がい者虐待防止について」

【参加方法】 ①Youtubeでの視聴（限定公開） ②DVD貸出（貸与期間1週間）

【申込方法】 令和6年8月1日(木)～8月23日(金)の間に、右上QRコードもしくはお電話にてお申込みください。



福津市基幹相談支援センター
(福津市障がい者虐待防止センター)

福津市手光南二丁目1-1 TEL / 0940-62-6004
メール / kikan@fukutsu-shakyo.or.jp

令和6年度
福津市障がい児・者アート展



This is my Art

出展作品募集

【応募〆切】令和6年
10月31日(木)まで



募集内容

- 応募資格
福津市内在住、または福津市内の障がい福祉施設を利用している障がいのある方
- 応募作品
平面作品(絵画、貼り絵、書道、写真など)

応募方法

- ①応募用紙を提出
郵送もしくは社会福祉協議会に来所して提出してください
応募用紙は社会福祉協議会の窓口もしくはホームページから入手できます
 - ②作品を提出
応募内容を審査の上、出展が決定した方に作品の提出方法をご案内します
- ※注意事項など、詳細は応募用紙に記載してありますのでご確認ください。

今年度の開催について

- 開催時期
令和6年11月28日(木)～12月1日(日)
- 開催場所
イオンモール福津 2階 イオンホール

広報誌についての
お問い合わせ先



社会福祉
法人

福津市社会福祉協議会

〒811-3218 福岡県福津市手光南2丁目1番1号 URL: <https://fukutsu-shakyo.or.jp>

☎0940-34-3341